

領受品金電関

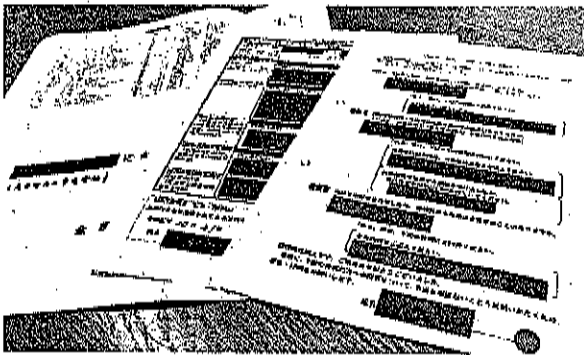
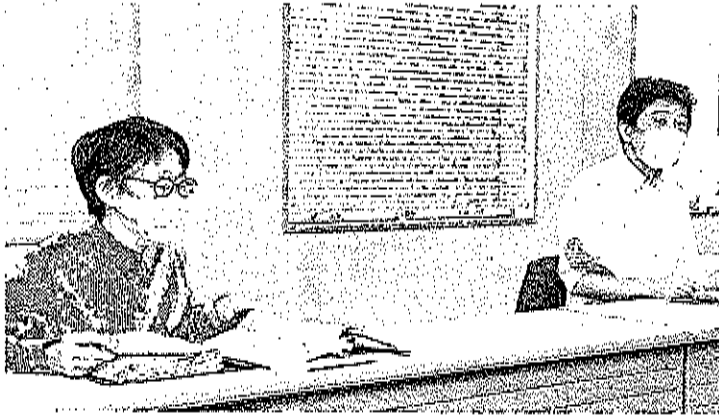
県資料不開示取り消し

福井地裁判決 オンブズ勝訴

関西電力役員らの金品受領問題に関連し、高浜町の元助役森山栄治氏（故人）から県幹部らが金品を受け取っていたとまとめた県の調査報告書を巡り、根拠となった資料の一部を開示とした県の決定を不当として市民オンブズマン福井（福井市）の伊東晴美さん（56）が県に決定取消などを求めた訴訟の判決で、福井地裁は二十一日、処分取り消しを言い渡した。

個人情報と言えず「違法」

裁判では、調査対象者の回答内容が個人情報に当たると争われるかどうかなどが争われた。



●全面開示判決を受け、金品受領額を算出する伊東さん。右側は代理人の吉川弁護士（21日、福井市内）
●回答内容などが開示された調査資料

た。上杉英司裁判長は判決理由で、高浜原発（高浜町）

オンブズ「聞き間違いかと」

県が一部不開示とした処分を取り消した二十一日の福井地裁判決。全面開示となった原告の市民オンブズマン福井（福井市）の伊東晴美さん（56）は福井市内で会見し、「あっさり」と処分取り消しを言い渡され、聞き間違いではないかと戸惑ったと打ち明けた。

きっかけは、県の調査委員会が調査が適正だったかを確かめるためにオンブズマン福井が行った資料の公開請求だった。調査対象者の回答内容という機密部分が明かされず、その後の県への審査請求でも「今後、同様の調査をする際に影響が出る」という理由で拒否された。「納得できなかつた。これを許すと、今後も原則非公開にされる」。提訴には、さういふ思いがあ

た。維持という県行政の公正に関わる調査の性質を踏まえ、回答内容は個人情報とは言えないとし「県の処分は非公開にする理由は全く違法」と述べた。

県の調査委員会は一〇一九年十一月に県職員と退職者計百九人が金品を受けたとする調査報告書を公表した。オンブズマン福井は県情報公開条例に基づき、報告書の根拠とされた資料一

の維持という県行政の公正に関わる調査の性質を踏まえ、回答内容は個人情報とは言えないとし「県の処分は非公開にする理由は全く違法」と述べた。

県の調査委員会は一〇一九年十一月に県職員と退職者計百九人が金品を受けたとする調査報告書を公表した。オンブズマン福井は県情報公開条例に基づき、報告書の根拠とされた資料一

式の開示を請求。県は同十二月、県職員らの回答内容と、森山氏が取締役を務めた高浜町の整備会社名などを黒塗りにして開示した。オンブズマン福井は「これを不服とし、不開示部分の一部公開を求めて県に審査請求をしたが棄却され、メンバーの伊東さんが二年八月に提訴していた。

県側は回答内容から「特定の個人を識別する」とが理由を主張した。代理人の吉川健司弁護士は「裁判段階で言うのは後付け。誰かのプライバシーに触れるわけではない。積極的に開示してもらふ必要がある」と指摘した。

で奪る」と主張。伊東さん側は「県には公文書を公開する義務があり、不開示とするには納得できる理由が必要」と反論していた。

判決後、伊東さんは「県の主張が否定され良かった。県は控訴せず、資料を開示してほしい」と話した。杉本達治知事は「主張が認められなかったとは遺憾。判決文を精査し、今後の対応を決める」とコメントした。

県が一部不開示とした処分を取り消した二十一日の福井地裁判決。全面開示となった原告の市民オンブズマン福井（福井市）の伊東晴美さん（56）は福井市内で会見し、「あっさり」と処分取り消しを言い渡され、聞き間違いではないかと戸惑ったと打ち明けた。

きっかけは、県の調査委員会が調査が適正だったかを確かめるためにオンブズマン福井が行った資料の公開請求だった。調査対象者の回答内容という機密部分が明かされず、その後の県への審査請求でも「今後、同様の調査をする際に影響が出る」という理由で拒否された。「納得できなかつた。これを許すと、今後も原則非公開にされる」。提訴には、さういふ思いがあ

黒塗りで不開示とされた部分には開ければすく分かる名前もあり「これが通ると情報公開の意味がなくなると伊東さん。県には情報公開条例の趣意を認識し直すよう望んだ。（高浜原発）